

## チアジニル (案)

今般の残留基準の検討については、畜産物への基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告をとりまとめるものである。

## 1. 概要

(1) 品目名：チアジニル [ Tiadinil (ISO) ]

(2) 用 途：殺菌剤

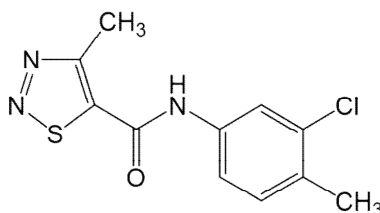
チアジアゾールカルボキサミド系の骨格を有する浸透性殺菌剤である。植物病原菌に対する抵抗性を誘導し、主として稲いもち病に防除効果を示す。

(3) 化学名及びCAS番号

*N*-(3-Chloro-4-methylphenyl)-4-methyl-1,2,3-thiadiazole-5-carboxamide  
(IUPAC)

1,2,3-Thiadiazole-5-carboxamide, *N*-(3-chloro-4-methylphenyl)-4-methyl-  
(CAS : No. 223580-51-6)

(4) 構造式及び物性



分子式	C <sub>11</sub> H <sub>10</sub> ClN <sub>3</sub> OS
分子量	267.74
水溶解度	1.32 × 10 <sup>-2</sup> g/L (20°C)
分配係数	log <sub>10</sub> P <sub>ow</sub> = 3.68 (25°C, pH 6.22 ~ 6.25)

## 2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

### (1) 国内での使用方法

#### ① 30.0%チアジニルフロアブル

作物名	適用	希釈倍数	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	チアジニルを含む農薬の総使用回数
稲 (箱育苗)	いもち病	25～50 倍	育苗箱 (30×60×3 cm、使用土壌 約5 L)1箱当 り 500 mL	移植 3 日前 ～ 移植当日	1 回	灌注	3 回以内 (移植時ま での処理は1回以 内、本田での散 布は2回以内)
	白葉枯病 もみ枯細 菌病	50 倍					
稲	いもち病	原液	400～500 mL/10 a	移植時		ペースト肥料 に混合し側条 施肥田植機で 施用する。	3 回以内 (直播では 種時又は移植 時までの処理 は1回以内、本 田での散布は2 回以内)

#### ② 12.0%チアジニル粒剤

作物名	適用	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	チアジニルを含む農薬の総使用回数
稲 (箱育苗)	いもち病 もみ枯細菌病 白葉枯病 穂枯れ (ごま葉枯病菌)	育苗箱 (30×60×3 cm、使用土壌 約5 L) 1箱当り 50 g	緑化期～ 移植当日	1 回	育苗箱中の苗の上か ら均一に散布する	3 回以内 (育苗箱散布及び 側条施用は合計 1回以内、本田での 散布は2回以内)
	内穎褐変病		移植当日			
	いもち病	育苗箱 (30×60×3 cm、使用土壌 約5 L)1箱当 り 50 g	は種前		本剤の所定量を 育苗箱の床土に 均一に混和する。	3 回以内 (移植時までの処 理は1回以内、本 田での散布は2回 以内)
	いもち病 白葉枯病 もみ枯細菌病		は種時覆 土前	本剤の所定量を育 苗箱の上から均一 に散布する		

③ 6.0%チアジニル粒剤

作物名	適用	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	チアジニルを含む農薬の総使用回数
稲	いもち病 穂枯れ (ごま葉枯病菌) 白葉枯病	3 kg/10 a	葉いもちの 初発 20 ～7 日前 (収穫 45 日前まで)	2 回以内	湛水散布	3 回以内 (直播では種時 又は移植時までの 処理は 1 回以内、 本田での散布は 2 回以内)

④ 12.0%チアジニル・2.0%イミダクロプリド粒剤

作物名	適用	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	チアジニルを含む農薬の総使用回数
稲 (箱育苗)	いもち病 いぼろ病 いぼろ病 ツマグロヨコバイ ウカ類 いぼろ病 いぼろ病 白葉枯病 もみ枯細菌病	育苗箱 (30×60×3 cm、使用土壌 約 5 L) 1 箱当 り 50 g	移植 2 日 前～移 植当日	1 回	育苗箱中の苗の上 から均一に散布す る	3 回以内 (育苗箱散布及び 側条施用は合計 1 回以内、本田での 散布は 2 回以内)
	内穎褐変病		移植当 日			

⑤ 12.0%チアジニル・0.75%クロラントラニリプロール粒剤

作物名	適用	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	チアジニルを含む農薬の総使用回数	
稲 (箱育苗)	いもち病	育苗箱 (30×60×3 cm、使用土壌 約5 L)1箱当 り50 g	は種前	1回	本剤の所定量を育苗箱の床土又は覆土に均一に混和する	3回以内(移植時までの処理は1回以内、本田での散布は2回以内)	
	イネズグウムシ イネトヨイムシ				本剤の所定量を育苗箱の床土に均一に混和する		
	いもち病 イネズグウムシ イネトヨイムシ 白葉枯病 もみ枯細菌病 ニカメイトウ ツマグロヨコバイ フタホヒコヤガ コブノメガ イネカモグリバエ		は種時 覆土前		緑化期 ～移植 当日		本剤の所定量を育苗箱の上から均一に散布する
	いもち病 白葉枯病 ニカメイトウ イネズグウムシ イネトヨイムシ ツマグロヨコバイ フタホヒコヤガ		移植3日 前～移 植当日				
	もみ枯細菌病 イネカモグリバエ		移植 当日				
	コブノメガ イネトヨイムシ						

⑥ 12.0%チアジニル・0.75%シアントラニリプロール粒剤

作物名	適用	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	チアジニルを含む農薬の総使用回数	
稲 (箱育苗)	いもち病 白葉枯病 もみ枯細菌病 イネズグウムシ イネトオムシ コメイトウ ツマグロヨコバイ イネヒメグサ フタヒコヤガ コブメガ イトコ類	育苗箱(30×60×3 cm、使用土壌約5 L)1箱当たり50 g	緑化期～移植当日	1回	本剤の所定量を育苗箱の上から均一に散布する	3回以内(移植時までの処理は1回以内、本田での散布は2回以内)	
	イネトムシ ヒメビウカ		移植3日前～移植当日				
	いもち病 イネズグウムシ イネトオムシ		は種前				本剤の所定量を育苗箱の床土又は覆土に均一に混和する
	いもち病 白葉枯病 もみ枯細菌病 イネズグウムシ イネトオムシ コメイトウ ツマグロヨコバイ フタヒコヤガ イネヒメグサ イトコ類 コブメガ イネトムシ		は種時覆土前				本剤の所定量を育苗箱の上から均一に散布する
稲	いもち病 イネトオムシ	1 kg/10 a	移植時		側条施用	3回以内(直播での場合は種時または移植時までの処理は1回以内、本田での散布は2回以内)	
直播水稻	いもち病 イネズグウムシ イネトオムシ		は種時				は種同時施薬機を用いて土中施用する

⑦ 12.0%チアジニル・1.5%チアクロプリド粒剤

作物名	適用	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	チアジニルを含む農薬の総使用回数
稲 (箱育苗)	いもち病 いぼろ病 いぼろ病 ツマグロヨコバイ 白葉枯病	育苗箱(30×60×3 cm、使用土壌約5 L)1箱当たり 50 g	移植10日前～ 移植当日	1回	育苗箱中の苗の上から均一に散布する	3回以内(育苗箱散布及び側条施用は合計1回以内、本田での散布は2回以内)
	もみ枯細菌病		移植3日前～ 移植当日			
	ニカメイト		移植当日			

⑧ 12.0%チアジニル・1.0%チアクロプリド粒剤

作物名	適用	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	チアジニルを含む農薬の総使用回数
稲 (箱育苗)	いもち病 いぼろ病 いぼろ病	育苗箱(30×60×3 cm、使用土壌約5 L)1箱当たり 50 g	緑化期～ 移植当日	1回	育苗箱の上から均一に散布する	3回以内(移植時までの処理は1回以内、本田での散布は2回以内)
稲		1 kg/10 a	移植時		側条施用	3回以内(直播での種時又は移植時までの処理は1回以内、本田での散布は2回以内)

⑨ 12.0%チアジニル・1.0%フィプロニル粒剤

作物名	適用	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	チアジニルを含む農薬の総使用回数	
稲 (箱育苗)	いもち病	育苗箱(30×60×3 cm、 使用土壌約5L)1箱当たり 50 g	は種前	1回	本剤の所定量を育苗箱の床土又は覆土に均一に混和する	3回以内(移植時までの処理は1回以内、本田での散布は2回以内)	
	イネズグウム イネトオムシ コメイチュ				本剤の所定量を育苗箱の床土に均一に混和する		
	いもち病 白葉枯病 イネズグウム イネトオムシ ウカ類 コメイチュ イネコ類 ゴブメガ イネトムシ		は種時 覆土前 ～緑化 始期		本剤の所定量を育苗箱の上から均一に散布する		
	もみ枯細菌病 内穎褐変病		は種時 覆土前				
	いもち病 イネズグウム イネトオムシ ウカ類 ゴブメガ コメイチュ イネコ類 イネトムシ 白葉枯病		緑化期 ～移植 当日		育苗箱の上から均一に散布する		3回以内(育苗箱散布及び側条施用は合計1回以内、本田での散布は2回以内)
	もみ枯細菌病 内穎褐変病		移植当日				

⑩ 6.0%チアジニル・0.75%クロラントラニリプロール・3.0%ピメトロジン粒剤

作物名	適用	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	チアジニルを含む農薬の総使用回数
稲 (箱育苗)	いもち病 白葉枯病 もみ枯細菌病 イネズゾウムシ イネトオムシ ウカ類 ツマグロヨコバイ コブノメガ フタホシコガ ニカメテユウ	育苗箱(30× 60×3 cm、使 用土壌約5 L)1箱当り 50 g	緑化期 ～移植 当日	1回	本剤の所定量を育 苗箱の上から均一 に散布する	3回以内(移植時ま での処理は1回以 内、本田での散布 は2回以内)
	イネトムシ		移植3日 前～移 植当日			
	内穎褐変病		移植 当日			

### 3. 体内運命試験 (代謝試験)

#### (1) 植物体内運命試験

植物体内運命試験が水稻で実施されており、可食部で10%TRR<sup>注)</sup>以上認められた代謝物は、代謝物Dであった。

注) %TRR：総放射性残留物 (TRR：Total Radioactive Residue) 濃度に対する比率 (%)

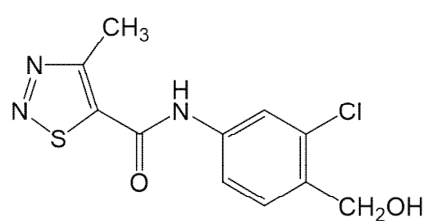
#### (2) 畜産動物を用いた体内運命試験

畜産動物を用いた体内運命試験が泌乳山羊及び産卵鶏で実施されており、可食部で10%TRR以上認められた代謝物は、代謝物B (産卵鶏：筋肉、卵黄、卵白)、代謝物C (泌乳山羊：肝臓、腎臓、筋肉、脂肪、乳、鶏：肝臓、筋肉、脂肪、卵白)、代謝物Cのグルクロン酸抱合体 (泌乳山羊：筋肉)、代謝物D (産卵鶏：肝臓、筋肉、脂肪、卵白)、代謝物F (泌乳山羊：脂肪)、代謝物I (泌乳山羊：脂肪)、代謝物K (産卵鶏：筋肉)であった。

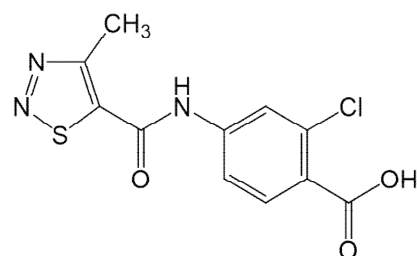


【代謝物略称一覧】

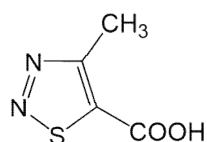
略称	化学名
B	N-(3-クロロ-4-ヒドロキシメチルフェニル)-4-メチル-1,2,3-チアジアゾール-5-カルボキサミド
C	2-クロロ-4-(4-メチル-1,2,3-チアジアゾール-5-イルカルボニルアミノ)安息香酸
D	4-メチル-1,2,3-チアジアゾール-5-カルボン酸
E	4-ヒドロキシメチル-1,2,3-チアジアゾール-5-カルボン酸
F	3-クロロ-4-メチルアニリン
I	ビス((2-クロロ-4-(4-メチル-1,2,3-チアジアゾール-5-イルカルボニルアミノ)フェニルメチル)ジスルフィド
K	4-アセチルアミノ-2-クロロ安息香酸



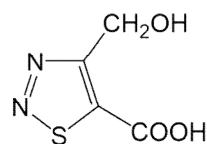
代謝物 B



代謝物 C



代謝物 D



代謝物 E

注) 残留試験の分析対象、規制対象及び暴露評価対象となっている代謝物について構造式を明記した。代謝物Bは家畜飼料負荷の対象物質であることから、また、代謝物Eは玄米に9.7%TRR (0.012 mg/kg) と10%TRR以下であったが、作物残留試験において代謝物Dと同程度に残留することから構造式を明記した。

#### 4. 作物残留試験

##### (1) 分析の概要

###### ① 分析対象物質

- ・チアジニル
- ・代謝物 D
- ・代謝物 E

###### ② 分析法の概要

試料から塩酸酸性下アセトニトリルで抽出し、多孔性ケイソウ土カラムを用いてチアジニル画分と代謝物画分に分画する。チアジニル画分については、C<sub>18</sub> カラム、シリカゲルカラム及びフロリジルカラムを用いて精製した後、紫外分光光度型検出器付き高速液体クロマトグラフ (HPLC-UV) で定量する。代謝物画分は C<sub>18</sub> カラムで精製した後、スチレンジビニルベンゼン共重合体カラムを用いて代謝物 D 画分と代謝物 E 画分に分画する。代謝物 D については、シリカゲルカラムを用いて精製し、トリメチルシリルジアゾメタンでメチル化する。生成した代謝物 D メチル体をシリカゲルカラムを用いて精製した後、HPLC-UV で定量する。代謝物 E については、カラム精製せずにメチル化し、生成した代謝物 E メチル体をシリカゲルカラムを用いて精製した後、HPLC-UV で定量する。

なお、代謝物 D 及び代謝物 E の分析値は、それぞれ換算係数 1.86 及び 1.67 を用いてチアジニル濃度に換算した値として示した。

定量限界：チアジニル	0.01 mg/kg
代謝物 D	0.02 mg/kg (チアジニル換算濃度)
代謝物 E	0.02 mg/kg (チアジニル換算濃度)

##### (2) 作物残留試験結果

国内で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙1を参照。

#### 5. 魚介類における推定残留濃度

本剤については水系を通じた魚介類への残留が想定されることから、本剤の水域環境中予測濃度<sup>注1)</sup> 及び生物濃縮係数 (BCF : Bioconcentration Factor) から、以下のとおり魚介類中の推定残留濃度を算出した。

##### (1) 水域環境中予測濃度

本剤が水田においてのみ使用されることから、チアジニルの水田PECtier2<sup>注2)</sup> を算出したところ、0.29 µg/Lとなった。

##### (2) 生物濃縮係数

チアジニル原体 (第一濃度区 : 0.01 mg/L、第二濃度区 : 0.1 mg/L) を用いた96時間

の取込期間及び168時間の排泄期間を設定したコイの魚類濃縮性試験が実施された。チアジニルの分析の結果から、BCF<sub>ss</sub><sup>注3)</sup>は16~20 L/kg 以下（第一濃度区）、平均19 L/kg（第二濃度区）と算出された。

### （3）推定残留濃度

（1）及び（2）の結果から、チアジニルの水域環境中予測濃度：0.29 µg/L、BCF：19 L/kgとし、下記のとおり推定残留濃度を算出した。

$$\text{推定残留濃度} = 0.29 \mu\text{g/L} \times (19 \text{ L/kg} \times 5) = 28 \mu\text{g/kg} = 0.028 \text{ mg/kg}$$

注1) 農薬取締法第4条第1項第8号に基づく水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準設定における規定に準拠

注2) 水田中や河川中での農薬の分解や土壌・底質への吸着、止水期間等を考慮して算出

注3) BCF<sub>ss</sub>: 定常状態における被験物質の魚体中濃度と水中濃度の比で求められたBCF

(参考) 平成19年度厚生労働科学研究費補助金食品の安心・安全確保推進研究事業「食品中に残留する農薬等におけるリスク管理手法の精密化に関する研究」分担研究「魚介類への残留基準設定法」報告書

## 6. 畜産物における推定残留濃度

本剤については、飼料として給与した作物を通じ家畜の筋肉等への移行が想定されることから、飼料の最大給与割合等から算出した飼料中の残留農薬濃度と動物飼養試験の結果を用い、以下のとおり畜産物中の推定残留濃度を算出した。

### （1）分析の概要

#### ① 分析対象物質

- ・チアジニル
- ・代謝物 C
- ・代謝物 D
- ・代謝物 E

#### ② 分析法の概要

##### i) チアジニル

筋肉、肝臓、腎臓、乳及び卵は、試料からメタノール・水（9：1）混液で抽出し、スチレンジビニルベンゼン-*N*-ビニルピロリドン共重合体カラムを用いて精製した後、液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計（LC-MS/MS）で定量する。脂肪は、試料からメタノール・水（9：1）混液で抽出し、*n*-ヘキサンで洗浄した後、LC-MS/MSで定量する。

定量限界：0.01 mg/kg

ii) 代謝物 C、代謝物 D 及び代謝物 E

筋肉、肝臓、腎臓、乳及び卵は、試料からアセトン・水・酢酸（180：20：1）混液で抽出し、スチレンジビニルベンゼン-エチレンジアミン共重合体カラムを用いて精製した後、LC-MS/MS で定量する。脂肪は、試料からアセトン・水・ギ酸（180：20：1）混液で抽出し、スチレンジビニルベンゼン-エチレンジアミン共重合体カラムを用いて精製した後、LC-MS/MS で定量する。

なお、代謝物 C、代謝物 D 及び代謝物 E の分析値は、それぞれ換算係数 0.90、1.86 及び 1.67 を用いてチアジニル濃度に換算した値として示した。

定量限界：代謝物 C 0.009 mg/kg（チアジニル換算濃度）

代謝物 D 0.019 mg/kg（チアジニル換算濃度）

代謝物 E 0.017 mg/kg（チアジニル換算濃度）

(2) 家畜残留試験（動物飼養試験）

① 乳牛を用いた残留試験

泌乳牛（エアシャー及びホルスタイン種、雌、体重約 491～678 kg、15 及び 45 ppm 投与群：各 3 頭/群、150 ppm 投与群：6 頭/群）に対して、飼料中濃度として 15、45 及び 150 ppm に相当する量のチアジニルを含むカプセルを 28 日間にわたり強制経口投与し、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓に含まれるチアジニル並びに代謝物 C、D 及び E の濃度を LC-MS/MS で測定した。乳については、投与開始日から 1、3、5、6（45 及び 150 ppm 投与群）又は 7（15 ppm 投与群）、10、14、17、21、24 及び 28 日目に採取した乳に含まれるチアジニル、代謝物 C、代謝物 D 及び代謝物 E の濃度を LC-MS/MS で測定した。結果は表 1 を参照。

表 1. 乳牛の試料中の残留濃度（mg/kg）

		15 ppm 投与群	45 ppm 投与群	150 ppm 投与群 <sup>注1)</sup>
筋肉	チアジニル	<0.01（最大） <0.01（平均）	<0.01（最大） <0.01（平均）	<0.01（最大） <0.01（平均）
	代謝物 C	<0.009（最大） <0.009（平均）	<0.009（最大） <0.009（平均）	<0.009（最大） <0.009（平均）
	代謝物 D	<0.019（最大） <0.019（平均）	<0.019（最大） <0.019（平均）	<0.019（最大） <0.019（平均）
	代謝物 E	<0.017（最大） <0.017（平均）	<0.017（最大） <0.017（平均）	<0.017（最大） <0.017（平均）
	チアジニル+代謝物 C	<0.019（最大） <0.019（平均）	<0.019（最大） <0.019（平均）	<0.019（最大） <0.019（平均）

表 1. 乳牛の試料中の残留濃度 (mg/kg) (つづき)

		15 ppm 投与群	45 ppm 投与群	150 ppm 投与群
脂肪	チアジニル	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)
	代謝物 C	0.021 (最大) 0.015 (平均)	0.032 (最大) 0.023 (平均)	0.426 (最大) 0.196 (平均)
	代謝物 D	<0.019 (最大) <0.019 (平均)	<0.019 (最大) <0.019 (平均)	0.021 (最大) 0.019 (平均)
	代謝物 E	<0.017 (最大) <0.017 (平均)	<0.017 (最大) <0.017 (平均)	<0.017 (最大) <0.017 (平均)
	チアジニル+代謝物 C	0.031 (最大) 0.025 (平均)	0.042 (最大) 0.033 (平均)	0.436 (最大) 0.206 (平均)
肝臓	チアジニル	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	0.016 (最大) 0.013 (平均)
	代謝物 C	0.017 (最大) 0.016 (平均)	0.036 (最大) 0.028 (平均)	0.129 (最大) 0.113 (平均)
	代謝物 D	<0.019 (最大) <0.019 (平均)	<0.019 (最大) <0.019 (平均)	<0.019 (最大) <0.019 (平均)
	代謝物 E	<0.017 (最大) <0.017 (平均)	<0.017 (最大) <0.017 (平均)	<0.017 (最大) <0.017 (平均)
	チアジニル+代謝物 C	0.027 (最大) 0.026 (平均)	0.046 (最大) 0.038 (平均)	0.145 (最大) 0.126 (平均)
腎臓	チアジニル	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)
	代謝物 C	0.044 (最大) 0.032 (平均)	0.079 (最大) 0.064 (平均)	0.288 (最大) 0.259 (平均)
	代謝物 D	<0.019 (最大) <0.019 (平均)	<0.019 (最大) <0.019 (平均)	<0.019 (最大) <0.019 (平均)
	代謝物 E	<0.017 (最大) <0.017 (平均)	<0.017 (最大) <0.017 (平均)	<0.017 (最大) <0.017 (平均)
	チアジニル+代謝物 C	0.054 (最大) 0.042 (平均)	0.089 (最大) 0.074 (平均)	0.298 (最大) 0.269 (平均)
乳 <sup>注2)</sup>	チアジニル	<0.01 (平均)	<0.01 (平均)	<0.01 (平均)
	代謝物 C	0.016 (平均)	0.048 (平均)	0.205 (平均)
	代謝物 D	<0.019 (平均)	<0.019 (平均)	<0.019 (平均)
	代謝物 E	<0.017 (平均)	<0.017 (平均)	<0.017 (平均)
	チアジニル+代謝物 C	0.026 (平均)	0.058 (平均)	0.215 (平均)

定量限界：チアジニル 0.01 mg/kg、代謝物 C 0.009 mg/kg、代謝物 D 0.019 mg/kg、  
代謝物 E 0.017 mg/kg

検出限界未満の値は、定量限界値を検出したものとして計算した。

注1) 150 ppm投与群においては、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓からの試料は3頭から採取し、乳の試料は6頭から採取した。

注2) 投与期間中に定常状態に達した日以降に採取した乳中の濃度を1頭ずつ別々に算出し、その平均値を求めた。

② 産卵鶏を用いた残留試験

産卵鶏（Shaver Brown、雌、体重 1610～2260 g、1.0 及び 3.0 ppm 投与群：各 10 羽/群、10 ppm 投与群：20 羽/群）に対して、飼料中濃度として 1.0、3.0 及び 10 ppm に相当する量のチアジニルを含むカプセルを 28 日間にわたり強制経口投与し、筋肉、脂肪及び肝臓に含まれるチアジニル、代謝物 C、代謝物 D 及び代謝物 E の濃度を LC-MS/MS で測定した。鶏卵については、投与開始から 1、2、3、4、5、6、7、10、14、17、21、24 及び 28 日目に採卵して（2 回/日）、卵に含まれるチアジニル、代謝物 C、代謝物 D 及び代謝物 E の濃度を LC-MS/MS で測定した。結果は表 2 を参照。

表 2. 産卵鶏の試料中の残留濃度 (mg/kg)

		1.0 ppm 投与群	3.0 ppm 投与群	10 ppm 投与群 <sup>注)</sup>
筋肉	チアジニル	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)
	代謝物 C	<0.009 (最大) <0.009 (平均)	<0.009 (最大) <0.009 (平均)	<0.009 (最大) <0.009 (平均)
	代謝物 D	<0.019 (最大) <0.019 (平均)	<0.019 (最大) <0.019 (平均)	<0.019 (最大) <0.019 (平均)
	代謝物 E	<0.017 (最大) <0.017 (平均)	<0.017 (最大) <0.017 (平均)	<0.017 (最大) <0.017 (平均)
	チアジニル+代謝物 C	<0.019 (最大) <0.019 (平均)	<0.019 (最大) <0.019 (平均)	<0.019 (最大) <0.019 (平均)
脂肪	チアジニル	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)
	代謝物 C	<0.009 (最大) <0.009 (平均)	<0.009 (最大) <0.009 (平均)	<0.009 (最大) <0.009 (平均)
	代謝物 D	<0.019 (最大) <0.019 (平均)	<0.019 (最大) <0.019 (平均)	<0.019 (最大) <0.019 (平均)
	代謝物 E	<0.017 (最大) <0.017 (平均)	<0.017 (最大) <0.017 (平均)	<0.017 (最大) <0.017 (平均)
	チアジニル+代謝物 C	<0.019 (最大) <0.019 (平均)	<0.019 (最大) <0.019 (平均)	<0.019 (最大) <0.019 (平均)
肝臓	チアジニル	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)
	代謝物 C	<0.009 (最大) <0.009 (平均)	0.013 (最大) 0.010 (平均)	0.016 (最大) 0.013 (平均)
	代謝物 D	<0.019 (最大) <0.019 (平均)	0.024 (最大) 0.021 (平均)	0.027 (最大) 0.024 (平均)
	代謝物 E	<0.017 (最大) <0.017 (平均)	<0.017 (最大) <0.017 (平均)	<0.017 (最大) <0.017 (平均)
	チアジニル+代謝物 C	<0.019 (最大) <0.019 (平均)	0.023 (最大) 0.020 (平均)	0.026 (最大) 0.023 (平均)

表 2. 産卵鶏の試料中の残留濃度(mg/kg) (つづき)

		1.0 ppm 投与群	3.0 ppm 投与群	10 ppm 投与群 <sup>注)</sup>
卵	チアジニル	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)
	代謝物 C	<0.009 (最大) <0.009 (平均)	<0.009 (最大) <0.009 (平均)	<0.009 (最大) <0.009 (平均)
	代謝物 D	<0.019 (最大) <0.019 (平均)	<0.019 (最大) <0.019 (平均)	<0.019 (最大) <0.019 (平均)
	代謝物 E	<0.017 (最大) <0.017 (平均)	<0.017 (最大) <0.017 (平均)	<0.017 (最大) <0.017 (平均)
	チアジニル+代謝物 C	<0.019 (最大) <0.019 (平均)	<0.019 (最大) <0.019 (平均)	<0.019 (最大) <0.019 (平均)

定量限界：チアジニル 0.01 mg/kg、代謝物 C 0.009 mg/kg、代謝物 D 0.019 mg/kg、  
代謝物 E 0.017 mg/kg

検出限界未満の値は、定量限界値を検出したものとして計算した。

注) 10 ppm投与群においては、筋肉、脂肪及び肝臓からの試料は10羽から採取し、卵の試料は20羽から採取した。

### (3) 飼料中の残留農薬濃度

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）に定める飼料一般の成分規格等と飼料の最大給与割合等から、飼料の摂取によって家畜が暴露されうる飼料中の残留農薬濃度を算出した。

成分規格等で定められている基準値上限まで飼料中に農薬が残留している場合を仮定し、これに飼料の最大給与割合等を掛け合わせるにより飼料中の最大飼料由来負荷 (MDB)<sup>注1)</sup> を算出したところ、乳牛において 2.1846 ppm、肉牛において 3.5493 ppm、豚において 0.0162 ppm、産卵鶏において 0.0296 ppm、肉用鶏において 0.0101 ppm と推定された。また、平均的飼料由来負荷 (STMR dietary burden 又は mean dietary burden)<sup>注2)</sup> は、乳牛において 0.8665 ppm、肉牛において 0.6496 ppm、豚において 0.0162 ppm、産卵鶏において 0.0296 ppm、肉用鶏において 0.0101 ppm と推定された。

注 1) 最大飼料由来負荷 (Maximum Dietary Burden : MDB) : 飼料として用いられる全ての飼料品目に農薬が残留基準まで残留していると仮定した場合に、飼料の摂取によって畜産動物が暴露されうる最大濃度。飼料中濃度として表示される。飼料に残留する対象物質としては暴露評価対象物質及び代謝経路を考慮して、チアジニル、代謝物 B 及び代謝物 C とした。

注 2) 平均的飼料由来負荷 (STMR dietary burden 又は mean dietary burden) : 飼料として用いられる全ての飼料品目に農薬が平均的に残留していると仮定した場合に (作物残留試験から得られた残留濃度の中央値を試算に用いる)、飼料の摂取によって畜産動物が暴露されうる最大濃度。飼料中濃度として表示される。飼料に残留する対象物質としては暴露評価対象物質及び代謝経路を考慮して、チアジニル、代謝物 B 及び代謝物 C とした。

### (4) 推定残留濃度

牛及び鶏について、MDB と家畜残留試験結果から、畜産物中の推定残留濃度を算出

した。結果は表 3-1、3-2 及び 3-3 を参照。推定残留濃度はチアジニル及び代謝物 C をチアジニルに換算した濃度の合計濃度で示した。

表 3-1. 畜産物中の推定残留濃度：牛 (mg/kg)

	筋肉	脂肪	肝臓	腎臓	乳
乳牛	0.0028 (0.0011)	0.0045 (0.0014)	0.0039 (0.0015)	0.0079 (0.0024)	0.0038 (0.0015)
肉牛	0.0045 (0.0008)	0.0073 (0.0011)	0.0064 (0.0011)	0.013 (0.0018)	

上段：最大残留濃度      下段括弧内：平均的な残留濃度

表 3-2. 畜産物中の推定残留濃度：豚 (mg/kg)

	筋肉	脂肪	肝臓	腎臓
豚 <sup>注)</sup>	0.000021 (0.000021)	0.000033 (0.000027)	0.000029 (0.000028)	0.000058 (0.000045)

上段：最大残留濃度      下段括弧内：平均的な残留濃度

注) 表3-1. 乳牛の残留試験結果から計算した。

表 3-3. 畜産物中の推定残留濃度：鶏 (mg/kg)

	筋肉	脂肪	肝臓	卵
肉用鶏	0.00019 (0.00019)	0.00019 (0.00019)	0.00019 (0.00019)	
産卵鶏	0.00056 (0.00056)	0.00056 (0.00056)	0.00056 (0.00056)	0.00056 (0.00056)

上段：最大残留濃度      下段括弧内：平均的な残留濃度

## 7. ADI 及び ARfD の評価

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたチアジニルに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

### (1) ADI

無毒性量：4 mg/kg 体重/day

(動物種)            イヌ  
(投与方法)        カプセル経口  
(試験の種類)      慢性毒性試験  
(期間)              1 年間

安全係数：100



ADI : 0.04 mg/kg 体重/day

(2) ARfD

無毒性量 : 150 mg/kg 体重/day

(ARfD 設定根拠資料①) 発生毒性試験

(動物種)                      ラット

(投与方法)                    強制経口

(期間)                         妊娠 6～19 日

(ARfD設定根拠資料②) 発生毒性試験

(動物種)                      ウサギ

(投与方法)                    強制経口

(期間)                         妊娠 6～27 日

安全係数 : 100

ARfD : 1.5 mg/kg 体重

8. 諸外国における状況

JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。

9. 基準値案

(1) 残留の規制対象

農産物においてはチアジニル、代謝物D及び代謝物E、畜産物においてはチアジニル及び代謝物C、魚介類においてはチアジニルのみとする。

農産物については、水稻における体内運命試験において可食部における10%TRRを超える主要代謝物は代謝物Dのみである。一方で、作物残留試験において、チアジニル、代謝物D及び代謝物Eの分析が行われており、代謝物D及び代謝物Eは同程度に、チアジニルと比較して多く残留していることから、農産物の残留の規制対象に代謝物D及び代謝物Eを含めることとする。

畜産物については、畜産物における残留試験において代謝物Cの残留濃度がチアジニルの残留濃度を上回っていることから、畜産物の残留の規制対象に代謝物Cを含めることとする。

魚介類については、魚介類への推定残留量を算出する際に得られた実測BCF及び水田PECTier2がチアジニルのみを対象としていることから、魚介類の残留の規制対象をチアジニルのみとする。

## (2) 基準値案

別紙2のとおりである。

## (3) 暴露評価対象

農産物においてはチアジニル、代謝物D及び代謝物E、畜産物においてはチアジニル及び代謝物C、魚介類においてはチアジニルのみとする。

チアジニルの植物体内運命試験及び畜産動物を用いた体内運命試験の結果、10%TRRを超える代謝物として、玄米で代謝物D、泌乳山羊の可食部で代謝物C（グルクロン酸抱合体を含む。）、代謝物F及び代謝物Iが、また、産卵鶏の可食部において代謝物B、代謝物C、代謝物D及び代謝物Kが認められた。

農産物については、作物残留試験において代謝物D及び代謝物Eが同程度に、チアジニルより多く残留していることから、農産物の暴露評価対象物質に代謝物D及び代謝物Eを含めることとする。

畜産物については、泌乳山羊の代謝試験で代謝物Cのグルクロン酸抱合体、代謝物F及び代謝物Iの残留濃度がいずれも10%TRRを超える組織で0.01 mg/kg未満であること、また、産卵鶏の代謝試験で代謝物Bは卵黄において0.011 mg/kgであったが、その他の組織では0.01 mg/kg未満であること、代謝物Kは残留濃度が0.01 mg/kg未満であること、代謝物Dは泌乳牛の残留試験では認められず、鶏の残留試験において一部の組織で認められたが、食品安全委員会によれば、代謝物Dの急性毒性は弱く、復帰突然変異試験の結果は陰性であると評価されていることから、畜産物の暴露評価対象に代謝物B、代謝物Cグルクロン酸抱合体、代謝物D、代謝物F、代謝物I及び代謝物Kは含めないこととする。一方、家畜残留試験（泌乳牛）では予想飼料最大負荷量において代謝物Cが、多くの組織でチアジニルより多くの残留が認められたことから、畜産物の暴露評価対象物質に代謝物Cを含めるとこととする。

また、魚介類については、チアジニルのみをBCFの対象としていることから、魚介類の暴露評価対象物質としてはチアジニルのみとする。

なお、食品安全委員会は、食品健康影響評価において、農産物中の暴露評価対象物質を農産物においてはチアジニル並びに代謝物D及び代謝物E、畜産物においてはチアジニル及び代謝物C、魚介類においてはチアジニル（親化合物のみ）としている。

## (4) 暴露評価

### ① 長期暴露評価

1日当たり摂取する農薬等の量のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

	TMDI/ADI (%) <sup>注)</sup>
国民全体 (1歳以上)	7.0
幼小児 (1～6歳)	12.5
妊婦	4.3
高齢者 (65歳以上)	7.5

注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI試算法：基準値案×各食品の平均摂取量

#### <参考>

	EDI/ADI (%) <sup>注)</sup>
国民全体 (1歳以上)	2.3
幼小児 (1～6歳)	4.0
妊婦	1.4
高齢者 (65歳以上)	2.4

注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

EDI 試算法：作物残留試験成績の平均値×各食品の平均摂取量

#### ② 短期暴露評価

各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、国民全体 (1歳以上) 及び幼小児 (1～6歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARFD) を超えていない<sup>注)</sup>。詳細な暴露評価は別紙4-1、4-2及び4-3参照。長期暴露評価と同様に、代謝物D及び代謝物Eも含めて暴露評価を実施した。

注) 基準値案、作物残留試験における中央値 (STMR) を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。

## チアジニルの作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験圃場数	試験条件			各化合物の残留濃度の合計 (mg/kg) <sup>注1)</sup>	各化合物の残留濃度 (mg/kg) <sup>注2)</sup> 【チアジニル/代謝物D/代謝物E】
		剤型	使用量・使用方法	回数		
稲 (玄米)	2	12.0%+6.0%粒剤	50 g/箱 箱処理 3 kg/10 a 散布	1+2	28, 42, 56	圃場A:0.22 (*3回, 42日) 圃場B:0.22 (*3回, 41日) 圃場C:<0.01/*0.19/**0.03 (*3回, 42日、**3回, 56日)
					27, 41, 55	圃場B:<0.01/*0.19/**0.03 (*3回, 41日、**3回, 55日)
	3	30.0%フロアブル +6.0%粒剤	500 mL/10 a 側条施用 3 kg/10 a 散布	1+2	28, 42, 56	圃場A:0.33 (3回, 56日) 圃場B:<0.01/*0.22/*0.12 (*3回, 56日)
					30, 45, 60	圃場B:0.20 (3回, 60日) 圃場C:<0.01/*0.07/*0.13 (*3回, 60日)
						圃場C:0.36 (3回, 60日) 圃場C:<0.01/**0.20/*0.25 (*3回, 60日、**3回, 45日)
	3	6.0%粒剤	3 kg/10 a 湛水散布	2	42	圃場A:0.11 圃場A:<0.002/0.088/0.020
					45	圃場B:0.20 圃場B:<0.002/0.147/0.053
					44	圃場C:0.13 圃場C:<0.002/0.107/0.018

今回、新たに提出された作物残留試験成績に網を付けて示している。

注1) チアジニル、代謝物D及び代謝物Eの合計濃度 (チアジニル濃度に換算した値) を示した。

注2) 当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に使い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験 (いわゆる最大使用条件下の作物残留試験) を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。

代謝物D及び代謝物E濃度は、チアジニル濃度に換算した値を示した。

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合のみ最大残留濃度が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留濃度が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について ( ) 内に記載した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.9	1	○			0.20,0.33,0.36
牛の筋肉	0.01		申			推:0.0045
豚の筋肉	0.01		申			推:0.000021
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01		申			(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.01		申			推:0.0073
豚の脂肪	0.01		申			推:0.000033
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01		申			(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.01		申			推:0.0064
豚の肝臓	0.01		申			推:0.000029
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01		申			(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.02		申			推:0.013
豚の腎臓	0.01		申			推:0.000058
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02		申			(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.02		申			(牛の腎臓参照)
豚の食用部分	0.01		申			(豚の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02		申			(牛の腎臓参照)
乳	0.01		申			推:0.0038
鶏の筋肉	0.01		申			推:0.00056
その他の家きんの筋肉	0.01		申			(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.01		申			推:0.00056
その他の家きんの脂肪	0.01		申			(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.01		申			推:0.00056
その他の家きんの肝臓	0.01		申			(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.01		申			(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの腎臓	0.01		申			(鶏の腎臓参照)
鶏の食用部分	0.01		申			(鶏の腎臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.01		申			(鶏の腎臓参照)
鶏の卵	0.01		申			推:0.000056
その他の家きんの卵	0.01		申			(鶏の卵参照)
魚介類	0.03	0.03				推:0.028

申請(国内における登録、承認等の申請、インポート・トランス申請)以外の理由により本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

「登録有無」の欄に「○」の記載があるものは、国内で農薬等としての使用が認められていることを示している。

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、国内で農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留濃度であることを示している。

チアジニルの推定摂取量 (単位:  $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$ )

食品名	基準値案 (ppm)	暴露評価に 用いた数値 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	国民全体 (1歳以上) EDI	幼児 (1~6歳) TMDI	幼児 (1~6歳) EDI	妊婦 TMDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) TMDI	高齢者 (65歳以上) EDI
米 (玄米をいう。)	0.9	0.297	147.8	48.8	77.1	25.5	94.8	31.3	162.2	53.5
陸棲哺乳類の肉類	0.01	筋肉 0.0011 脂肪 0.0014	0.6	0.1	0.4	0.0	0.6	0.1	0.4	0.0
陸棲哺乳類の食用部分 (肉類除く)	0.02	0.0024	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
陸棲哺乳類の乳類	0.01	0.0015	2.6	0.4	3.3	0.5	3.6	0.5	2.2	0.3
家さんの肉類	0.01	0.00056	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0
家さんの卵類	0.01	0.00056	0.4	0.0	0.3	0.0	0.5	0.0	0.4	0.0
魚介類	0.03	0.00868	2.8	0.8	1.2	0.3	1.6	0.5	3.4	1.0
計			154.4	50.1	82.6	26.4	101.5	32.4	168.8	54.9
ADI比 (%)			7.0	2.3	12.5	4.0	4.3	1.4	7.5	2.4

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算法: 基準値案×各食品の平均摂取量

EDI: 推定1日摂取量 (Estimated Daily Intake)

EDI試算法: 作物残留試験成績の平均値×各食品の平均摂取量

「魚介類」については、摂取する魚介類を内水面 (湖や河川) 魚介類、海産魚介類及び遠洋魚介類に分け、それぞれ海産魚介類での推定残留濃度を内水面魚介類の1/5、遠洋魚介類での推定残留濃度を0として算出した係数 (0.31) を推定残留濃度に乘じた値を用いてEDI試算した。

「陸棲哺乳類の肉類」については、TMDI試算では、牛・豚・その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、脂肪の摂取量にその範囲の基準値案で最も高い値を乗じた。また、EDI試算では、畜産物中の平均的な残留農業濃度を用い、摂取量の筋肉及び脂肪の比率をそれぞれ80%、20%として試算した。

## チアジニルの推定摂取量（短期）：国民全体(1歳以上)

食品名 (基準値設定対象)	食品名 (ESTI推定対象)	基準値案 (ppm)	評価に用いた 数値 (ppm)	ESTI ( $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/day)	ESTI/ARFD (%)
米(玄米)	米	0.9	○ 0.33	2.1	0

ESTI：短期推定摂取量 (Estimated Short-Term Intake)

ESTI/ARFD(%)の値は、有効数字1桁（値が100を超える場合は有効数字2桁）とし四捨五入して算出した。

○：作物残留試験における中央値（STMR）を用いて短期摂取量を推計した。

## チアジニルの推定摂取量（短期）：幼小児（1～6歳）

食品名 (基準値設定対象)	食品名 (ESTI推定対象)	基準値案 (ppm)	評価に用いた 数値 (ppm)	ESTI ( $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重 /day)	ESTI/ARfD (%)
米（玄米）	米	0.9	○ 0.33	3.6	0

ESTI：短期推定摂取量 (Estimated Short-Term Intake)

ESTI/ARfD(%)の値は、有効数字1桁（値が100を超える場合は有効数字2桁）とし四捨五入して算出した。

○：作物残留試験における中央値（STMR）を用いて短期摂取量を推計した。



(参考)

これまでの経緯

平成15年	4月11日	初回農薬登録
平成17年	11月29日	残留農薬基準告示
平成19年	3月5日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準（暫定基準）設定に係る食品健康影響評価について要請
平成19年	7月6日	農林水産省から厚生労働省へ魚介類への基準値設定依頼 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成19年	7月13日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について追加要請
平成19年	10月4日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成19年	10月25日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成20年	4月30日	残留農薬基準告示
令和元年	6月19日	農林水産省から厚生労働省へ畜産物への基準値設定依頼
令和2年	2月13日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
令和2年	9月15日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
令和2年	11月20日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
令和2年	12月4日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

- 穂山 浩 国立医薬品食品衛生研究所食品部長  
石井 里枝 埼玉県衛生研究所副所長（兼）食品微生物検査室長  
井之上 浩一 学校法人立命館立命館大学薬学部薬学科臨床分析化学研究室教授  
大山 和俊 一般財団法人残留農薬研究所化学部長  
折戸 謙介 学校法人麻布獣医学園理事（兼）麻布大学獣医学部生理学教授  
魏 民 公立大学法人大阪大阪市立大学大学院医学研究科  
環境リスク評価学准教授  
佐々木 一昭 国立大学法人東京農工大学大学院農学研究院動物生命科学部門准教授  
佐野 元彦 国立大学法人東京海洋大学学術研究院海洋生物資源学部門教授  
瀧本 秀美 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
国立健康・栄養研究所栄養疫学・食育研究部長  
永山 敏廣 学校法人明治薬科大学薬学部特任教授  
根本 了 国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長  
二村 睦子 日本生活協同組合連合会組織推進本部長  
宮井 俊一 元 一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問  
吉成 浩一 静岡県公立大学法人静岡県立大学薬学部衛生分子毒性学分野教授

(○：部会長)

答申（案）

チアジニル

今回基準値を設定するチアジニルとは、農産物においてはチアジニル、代謝物D【4-メチル-1,2,3-チアジアゾール-5-カルボン酸】をチアジニルに換算したもの及び代謝物E【4-ヒドロキシメチル-1,2,3-チアジアゾール-5-カルボン酸】をチアジニルに換算したものの和をいい、畜産物においてはチアジニル及び代謝物C【2-クロロ-4-(4-メチル-1,2,3-チアジアゾール-5-イルカルボニルアミノ)安息香酸】をチアジニルに換算したものの和をいい、魚介類においてはチアジニルのみをいう。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.9
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注1)</sup> の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分 <sup>注2)</sup>	0.02
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん <sup>注3)</sup> の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
魚介類	0.03

注1) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。